

もうすぐ所得申告相談会が、始まります！

玉川村役場 住民税務課

村の令和3年分の所得申告相談受付は、**令和4年2月10日から3月15日**までの期間です。
申告に必要な書類や証明書、領収書等は早めに取りまとめいただき、指定された日に申告できますよう準備をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策として、相談会期間を長く設け、検温、手指消毒、マスク着用を徹底し開催いたしますので、村民の皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

1 申告が必要な方

令和4年1月1日現在で玉川村に住所がある方で、次のような方は申告が必要です。

- 農業、商業、営業等の各種事業を営んでいる方
- 地代・家賃等の収入、不動産や株式等の譲渡収入のあった方
- 給与収入以外に収入があった方や2カ所以上から給与を受けていた方
- 給与収入のみの方で、令和3年中に会社を中途退職し年末調整の済んでいない方
- 遺族年金、障害年金などの受給者や昨年中に収入が無かった方で、税法上の扶養になっていない方
- 国民年金や厚生年金などの公的年金収入のみの方でその収入額が400万円以下の場合、所得税申告の必要はありません。ただし、公的年金以外に収入があった場合や医療費控除等の各種控除を受けようとする時などは、**住民税申告が必要となることもあります。**

注意 申告をしないと所得証明書などの発行や国民健康保険税の軽減判定ができなくなりますので、**昨年中に収入が無かった方で税法上の扶養になっていない方も必ず申告してください。**

2 申告に持参するもの

- ・印鑑、申告者の金融機関等の口座番号及び通帳印（納付額及び還付金が生じた場合必要）
- ・給与所得者は、源泉徴収票又は事業主の支払証明書
- ・事業所得者（農業所得者含む）は、収支内訳書と所得計算に必要な帳簿書類等
- ・譲渡所得のある方は、売買契約書及び公的機関が発行する証明書（買取等の証明書）
- ・年金所得者は、公的年金等の源泉徴収票
- ・配当所得等の配当・売却等のあった方で特定口座の方は、特定口座年間取引報告書等
- ◎控除を受けるための書類
- ・生命保険料控除等を受けられる方は、保険料等控除証明書
- ・国民年金保険料の控除を受けられる方は、国民年金保険料控除証明書
- ・障害者控除を受けられる方は、身体障害者手帳等
- ・医療費控除（セルフメディケーション税制を含む）を受けられる方は、支払った領収書（合計金額を計算してきてください。）又は 医療費控除（セルフメディケーション税制）の明細書、高額医療費や生命保険等から還付された金額の分かる書類
- ・住宅借入金等特別控除を受けられる方は、家屋（土地）の登記簿謄本・借入金の年末残高証明書、工事請負契約書等

お問合せ先：村県民税申告 玉川村住民税務課 ☎57-4622
所得税確定申告 須賀川税務署 ☎0248-75-2194

3 個人番号(マイナンバー)の記載について

個人番号の記載と本人確認が必要となっております。下記の書類を持参してください。

- ① 個人番号確認書類 ⇒ 個人番号カード（②は不要）
通知カード または 個人番号記載のある住民票写し（②が必要）
- ② 本人確認書類 ⇒ 顔写真付きのものは1点（運転免許証、パスポート等）
顔写真が付いていないものは2点（保険証、年金手帳等）

※ 同じ世帯で代理の方が申告する場合は、申告者本人の①②のコピーを代理の方が持参して申告してください。別世帯の代理の方が申告する場合は、住民税務課までお問い合わせください。

4 令和3年分所得申告相談日程

申告会場 **玉川村就業改善センター** 住所:玉川村大字小高字中畷10番地

※ 駐車場は村民体育館跡地駐車場と敷地内駐車場をご利用ください。

受付時間 午前の部：午前9時～午前11時 ・ 午後の部：午後1時～午後4時

| 申告月日 | | | 申告会場 | 該当区 | 該当地区 |
|------|----|------|--------------------------|-------------------------------|--|
| 月 | 日 | 曜日 | | | |
| 2 | 10 | 木 | 玉川村就業改善センター 1階 産就室 | 蒜生 | 蒜生地区全域 |
| | 11 | 金 | | 祝日(休日) | 建国記念日 |
| | 14 | 月 | | 小高 | 第1組～第9組 |
| | 15 | 火 | | 小高 | 第10組～第17組 |
| | 16 | 水 | | 小高 中 | その他組外 第1組～第4組 |
| | 17 | 木 | | 中 | 第5組～第14組 その他組外 |
| | 18 | 金 | | 川辺 | 第1組～第6組 |
| | 21 | 月 | | 川辺 | 第7組～第11組 |
| | 22 | 火 | | 川辺 | 宮ノ前・共同・宿・中沖・宮ノ前ニュータウン組 中妻・向宿・武道・館・赤坂団地組・その他組外 |
| | 23 | 水 | | 祝日(休日) | 天皇誕生日 |
| | 24 | 木 | | 竜崎 | 第1組～第5組 |
| | 25 | 金 | | 竜崎 | 第6組～第11組 |
| | 28 | 月 | | 竜崎 岩法寺 | その他組外 第1組～第4組 |
| | 3 | 1 | | 火 | 岩法寺 南須釜 |
| 2 | | 水 | 南須釜 | 堂ノ内・奥平・八又・柳作組 | |
| 3 | | 木 | 南須釜 | 狸穴・牛沼・小半弓・千五沢・滝作・古宿・久保宿・南宿組 | |
| 4 | | 金 | 南須釜 | 栗踏石・八木・横内・小柳作・村営住宅・西ヶ作組・その他組外 | |
| 7 | | 月 | 北須釜 | 奥撫・仁戸内・遠館石・近館石組 | |
| 8 | | 火 | 北須釜 | 三蔵・北中・森殿・北入・桜窪組 | |
| 9 | | 水 | 北須釜 | 西部・その他組外 | |
| 10 | | 木 | 吉 | 吉地区全域 | |
| 11 | | 金 | 山小屋 | 山小屋地区全域・河平組 | |
| 14 | 月 | 四辻新田 | 四辻新田地区全域・青井沢組 | | |
| 15 | 火 | 予備日 | 該当日にできなかった方 | | |

※裏面に「農業所得収支内訳書」を記載しておりますので、該当項目を計算し記載のうえ、ご持参ください。